

## 9. 後期高齢者医療

後期高齢者医療制度は医療保険の一つで、75歳以上の人すべてと、65歳以上75歳未満の人で一定のしょうがいがある人を対象とした制度です。

### ◆対象となる方（被保険者）

75歳以上の人 (75歳の誕生日から)	75歳になると自動的に加入することになるため、手続きは不要です。ただし、職場の健康保険に加入していた人が後期高齢者医療制度に移行した場合は、被扶養者となっていた人もその資格を失いますので、国民健康保険等への加入の手続きが必要です。
65歳以上75歳未満の人 で一定のしょうがいがある人	申請が必要です。申請により滋賀県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日から加入することになります。

### ◆保険証

後期高齢者医療制度に加入すると、「後期高齢者医療被保険者証」が交付されます。医療を受けるときに、医療機関等の窓口で提示してください。

保険証は、毎年8月1日に更新します。また、新たに75歳になる人には、誕生日までに郵送します。

### ◆保険料

被保険者全員に保険料を納めていただきます。

保険料は、「均等割額」と「所得割額」の合計により決定されます。

「均等割額」は、被保険者に等しく負担していただきます。

「所得割額」は、その方の前年の所得に応じて負担していただきます。

#### 【令和4・5年度保険料率】

均等割額	46,160円
所得割額	8.70%
保険料の上限額	66万円

※所得の低い人への均等割額の軽減があります。

※職場の健康保険などの被扶養者だった人については、加入から2年間に限り、均等割額の軽減があります。所得割額はかかりません。

### ◆保険料の納め方

特別徴収（年金からの天引きによるお支払）が基本となります。年金が年額18万円未満の場合や、介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える場合は、普通徴収（納付書または、口座振替によるお支払い）となります。また、後期高齢者医療制度に加入した当初の人や、他市町村から転入したばかりの人でも普通徴収となります。

【支払回数】 ※普通徴収の納付期限は、各月末（月末が土・日・祝日の場合は翌日）です。

期別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
特別徴収	●		●		●		●		●		●		6回
普通徴収				●	●	●	●	●	●	●	●	●	9回

#### ◆医療機関における負担額

医療機関での自己負担割合は、所得に応じて医療費の1割、2割、または3割です。

◆次の給付を受けるときは、保険年金課、北部合同庁舎くらし窓口課または各支所窓口へ申請してください。

申請の際は、被保険者証のほか、下記のとおり必要なものをお持ちください。

種類	内容	必要なものなど
高額療養費	1か月の医療費の自己負担額が高額になった場合には、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。 ※入院中の食事代や保険が適用されないもの（個室料・おむつ代など）は支給対象外です。	該当者にはお知らせを送ります。お知らせに従い申請してください。
高額介護合算療養費	医療費と介護費を合算した年間の負担額が限度額を超えた場合に支給されます。（所得により基準限度額は異なります）	該当者にはお知らせを送ります。お知らせに従い申請してください。
入院時の食事代等	入院中の食事代、療養病床に入院した時の食費・居住費は、所得に応じて減額できる場合があります。入院の前に、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請してください。	入院の前に申請してください。 ・被保険者証
療養費（補装具代）	コルセットなどの補装具を購入したとき。申請し、審査で認められると、支払額から本人の一部負担額を除いた額が支給されます。	・通帳（コピー可） ・医師の意見書 ・装具の領収書 ・装具装着証明書 ・装具の仕様書
葬祭費	被保険者がお亡くなりになったときは、その人の葬祭を行った人（喪主）に対し、5万円が支給されます。	・通帳（コピー可） ・喪主であったことがわかる書類（会葬礼状、葬祭領収書等） ※喪主が申請してください。

※葬祭費以外の申請は被保険者本人によります。

#### ◆交通事故にあったとき

交通事故やけんかなど、第三者から傷害を受けた場合でも、届け出ていただくことにより保険証を利用して診療を受けることができます。保険年金課へご相談ください。

保険年金課	65-6527
-------	---------